

医師確保計画の策定について

- 医療法の改正に伴い、都道府県は、今年度、医療計画の医師の確保に関する事項（以下「医師確保計画」という。）を策定する必要がある。
- 医師確保計画では、厚生労働省が提示する三次医療圏及び二次医療圏ごとの医師の偏在状況を客観的に示した「医師偏在指標」に基づき、目標医師数や必要な施策等を定めることになる。

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

〔医療計画〕

第三十条の四 都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

十一 医師の確保に関する次に掲げる事項

イ 第十四号（※二次医療圏）及び第十五号（※三次医療圏）に規定する区域における医師の確保の方針

ロ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号（※二次医療圏）に規定する区域における医師の数に関する指標（※医師偏在指標）を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ハ 厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号（※三次医療圏）に規定する区域における医師の数に関する指標（※医師偏在指標）を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ニ ロ及びハに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

医師確保計画の策定手続のイメージ（医師確保計画ガイドラインから）

